平成２２年（フ）第５０４号
群馬県佐波郡玉村町大字南玉93番地４　原アパート
債務者　入　比路子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５０５号
群馬県前橋市青梨子町1331番地　Ｄ―304号
債務者　笹原いずみ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５１２号
群馬県前橋市滝窪町1339番地６
債務者　大橋　功子（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５１５号
群馬県伊勢崎市香林町１丁目321番地11
債務者　桑原　一也
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５１８号
群馬県前橋市亀泉町21番地７　ＲＢ―201号
債務者　磯田　　明
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２０号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目1297番地３　沖電線株式会社今泉寮113
債務者　関口　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２４号
群馬県前橋市茂木町238番地
債務者　大原　昭一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２７号
群馬県前橋市上小出町２丁目11番地６
債務者　齊藤　有司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２８号
群馬県前橋市上小出町２丁目11番地６
債務者　齊藤　静江（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５２９号
群馬県前橋市総社町総社1049番地
債務者　小沢　礼子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３４号
群馬県前橋市大渡町１丁目７番地11
債務者　**蛯**原　正一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３５号
群馬県渋川市中村50番地
債務者　木村　紀雄
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
群馬県渋川市北牧820番地２
債務者　佐藤　浩子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３８号
群馬県伊勢崎市連取町2353番地３
債務者　横山　智子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５３９号
群馬県北群馬郡吉岡町大字南下224番地
債務者　岸　　二郎
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５４１号
群馬県前橋市富士見町横室145番地２
債務者　飯島　正明
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４４号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2669番地13
債務者　山口　たよ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１７７号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区11棟404号
債務者　佐々木ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係